

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案に対する意見及びそれに対する総務省の考え方
(平成31年3月4日～同年4月3日意見募集)

◎提出件数:2件 (法人 1件、個人 1件)

NO.	提出者	項目	意見	考え方	命令等への反映の有無
1	個人		<p>「公共業務用」における「通信（トランスミッション）」の高度化には、私は賛成です。例えばですが、アナログ移動通信系を廃止し、デジタル移動通信系の導入における「IP 網（インターネットプロトコル）」の融合の事と、私は思います。具体的には、「通信（トランスミッション）」の構造では、「周波数（フレカンシー）」における「漏えい同軸ケーブル」等を接続しても、送受信での「電磁波（エレクトロマグネティックウェーブ）」の場合では、「電波傍受（ウェーブインターセプション）」の可能性があると、私は考えます。例えばの事例が有ります。（ア）「制御系（ユニット系）」では、「ガウスの法則、オームの法則、マクスウェルの法則、ラプラス変換」から成る「電界（E）」での「電圧（V）」及び「磁界（H）」での「電流（A）」です。（イ）「電源系（パワー系）」では、「ワットの法則」から成る「消費電力（W）＝電圧（V）×電流（A）」での「電力量（W/h）＝消費電力（W）×時間（h）」です。要約すると、「センサー技術、ネットワーク技術、デバイス技術」から成る「CPS（サイバーフィジカルシステム）」の導入により、「ゼネコン（土木及び建築）、船舶、鉄道、航空機、自動車、産業機器、家電」等が融合される事で、サイバーセキュリティ対策が必要と、私は考えます。</p>	<p>本件は、緊急消防援助隊として派遣された先で隊員同士が通信する手段として、署活動用無線局の使用が可能となるよう電波法関係審査基準を改正するものです。</p>	なし
2	和歌山県	<p>エ 移動通信系 (オ)割当周波数 等 C 署活動用 (E)追加割当基準、及び(キ)移動範囲</p>	<p>意見： 緊急消防援助隊出動時に限定することなく、緊急消防援助隊以外の消防応援活動でも使用できるように、原案の「緊急消防援助隊により使用される場合」を「緊急消防援助隊等の消防応援活動により使用される場合」、「緊急消防援助隊が消防の応援等のために出動するとき」を「緊急消防援助隊等の消防の応援のために出動するとき」とそれぞれ修正していただきたい。</p> <p>理由： 緊急消防援助隊以外にも相互応援協定に基づく消防応援活動が行われる場合に有効であると考えられるため、これらについても考慮すべきである。</p>	<p>本件は、緊急消防援助隊の役割が一層重要性を増していることを鑑み、個別の応援協定がない場合であっても、緊急消防援助隊による応援活動の際には署活動用無線局を使用できるよう必要な改正を行うものです。</p> <p>個別の応援協定に基づき、消防応援活動を行う際に署活動用無線局を使用されたい場合には、あらかじめ当該応援協定に基づき必要な周波数及び移動範囲を含めて許可を受けることにより使用可能です。</p>	なし

	<p>ア 用語の定義 (キ)、及びエ 移動通信系(オ)割当周波数等 C 署活動用</p>	<p>意見： 署活動用周波数を認める対象として県を加え、和歌山県が防災航空隊の活動で「人命の捜索・救助作業を行う場合に使用される周波数」として署活動用周波数を1波使用できるよう要望する。和歌山県においては、県内消防本部に署活動系の県内共通用周波数が割り当てられているため、この周波数の使用を希望する。</p> <p>理由： 電波法関係審査基準には、署活動用周波数を認める対象として「市町村等及び東京都」と記載されており、東京消防庁や政令市の消防ヘリに署活動用周波数の使用が認められているところである。しかし県防災ヘリには署活動用周波数が認められていないため、ヘリと地上救助隊員間の通信としてデジタル共通用周波数(主運用波または統制波)を使用せざるを得ない。このため、ヘリの救助活動では長時間かつ広範囲にわたってデジタル共通用周波数を占有しており、この間は応援先消防本部との通信ができない状況である。平時ですらこのような状況では、緊急消防援助隊が出動するような大規模災害において主運用波や統制波が全く機能しない事態が想定される。</p>	<p>署活動用無線局をヘリに搭載して緊急消防援助隊の派遣先の上空で使用することにつきましては、派遣先付近の消防本部等で使用している署活動用無線局との運用調整による共用が困難であることから、原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>御意見にあるような通信手段の不足が生じる場合には、現状を把握した上で必要に応じ検討を行って参ります。</p>	<p>なし</p>
--	--	---	---	-----------